

別表第3(第16条(1)②関係)

平成16年4月1日以降の加入期間

配当金の算定方法

次に定める均等配分及び傾斜配分の合計額をもって毎年度の配当金とし、毎年3月31日現在の実績に基づいて算定する。

(1) 均等配分

毎年度の運用利回りのうち会員に配分する利回り部分を理事会が決定し、理事会が決定した当該利回り相当額の運用益(以下「配分実施運用益」という。)の80%を、各会員に対し、下表1により算定した毎年3月31日現在における資産総額(以下「保有資産総額」という。)に按分して配分する。

(2) 傾斜配分

配分実施運用益の20%を、各加入期間に属する会員の毎年3月31日現在における保有資産総額の合計に下表2の傾斜配当金比率を乗じて得た金額に按分して各加入期間別に配分し、これを、それぞれの加入期間に属する各会員に対し、毎年3月31日現在における保有資産総額に按分して配分する。

表 1

前年度3月末 までの掛金及 び配当金	4月掛金	5月掛金	6月掛金	7月掛金	8月掛金	9月掛金
12/12	12/12	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12
10月掛金	11月掛金	12月掛金	1月掛金	2月掛金	3月掛金	
6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12	

(各月の掛金は、期日までに納付されたものをいう。)

表 2

加入期間	傾斜配当金比率
3年未満	0
3年 ~ 5年未満	0.3
5年 ~ 10年未満	0.7
10年~15年未満	1.0
15年~20年未満	2.0
20年以上	2.5

(加入期間は加入年月から年度毎の3月31日までの期間とし、加入中断期間は除く。また、改正前からの通算期間とする。)